

指定申請等に係る提出書類早見表(水道法に基づく届出の区分)

届出内容			提出書	指定申請書	機械器具調書	誓約書	指定申請時確認事項	主任技術者選任・解任届出書	指定事項変更届出書	廃止・休止・再開届出書	登記簿謄本	定款又は寄付行為の写し	住民票	主任技術者免許証又は主任技術者証の写し	提出期限等
指定申請 注)2	(法人)	(法25条の2、25条の3の2) (施行規則18~20条)		○	○	○	○				○	○		○	
"	(個人)			○	○	○	○						○	○	
主任技術者の選任		(法25条の4) (施行規則21、22条)						○						○	遅滞なく 注)1
主任技術者の解任								○							
変更等	氏名又は名称 (法人)					○			○		○	○			変更のあった日または廃止・休止した日から30日以内
	氏名又は名称 (個人)								○				○		
	法人の代表者					○			○		○	○			
	住所 (法人)								○		○	○			
	" (個人)								○				○		
	法人の役員氏名					○			○		○				
	事業所の名称、所在地								○						
	廃止、休止									○					
	再開									○				再開日から10日以内	

○：提出するもの

注)1 指定を受けたときは、指定の日から2週間以内、給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内。

注)2 指定申請には、新規指定申請、更新指定申請がある。

組織変更又は合併の場合の届出等

申請者	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人⇒法人 (法人⇒個人 も同様の扱い)	廃止・指定申請	
	相続	相続人が事業を継続したいとき	廃止・指定申請	
法人	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社	廃止・指定申請	
		有限会社⇒株式会社	指定事項変更届	
		合同会社・合名会社・合資会社間		
	合併	指定工事店Aと 指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併	Aは、指定事項変更届 Bは、廃止届
			新会社C設立 (新設合併)	A、Bともに廃止届 Cが指定申請
		会社Aと 指定工事店Bが合併	Aが指定工事店Bを吸収合併	Aが指定申請、Bは廃止届
		新会社C設立 (新設合併)	Bは廃止届、Cが指定申請	

※合併による新会社設立は、新規指定申請とする。